

5 設立総会の開催

(1) 設立総会の開催

発起人の招集により、設立総会を開催し、設立総会議事録を作成します。

その議決は、法人設立後の総会と同様に議決権の有する者の過半数が出席し、出席した者の議決権の過半数をもって決することを要します。具体的には、次のように進めます。

【例】

株式会社〇〇ファーム（仮称）設立総会次第

- 1 開 会
- 2 発起人代表あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 経過報告
- 5 出席者数報告
- 6 議長選出
- 7 書記、議事録署名人指名
- 8 議 事
 - 第1号議案 定款の制定及び取締役、監事の選任について
 - 第2号議案 規約の制定について
 - 第3号議案 営農計画、資金計画等の承認について
 - 第4号議案 借入金の最高限度額の承認について
 - 第5号議案 役員報酬について
 - 第6号議案 特定農用地利用規程の同意について
- 9 議長解任
- 10 閉 会

(2) 出資の払込み

総会終了後直ちに出資を引き受けたものに対し、払込みを依頼し、払込みが終了したら出資金領収書を発行します。

株式会社の場合、出資払込指定金融機関を指定し、出資に関する事務の取り扱いを依頼します。農事組合法人であっても、農業協同組合などに同様の依頼をすることが望ましいといえます。